

訪問看護ステーションふれあい 運営規程

(医療保険)

医療法人社団 慈生会

++訪問看護ステーションふれあい運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条 医療法人社団慈生会が開設する訪問看護ステーションふれあい（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 訪問看護ステーションふれあい
2. 所在地 松山市松末二丁目19番36号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 看護師等 看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師 6名（常勤職員）
理学療法士 2名（常勤職員）
作業療法士 2名（常勤職員）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
3. 事務職員 1名（常勤職員）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日、12月30日から1月3日まで、地方祭（10月）を除く。
2. 営業時間 平日8時30分から17時までとする。土曜日は8時30分から12時30分までとする。

ただし、電話等により、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 床ずれの予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、保険証の自己負担割合に準ずる。

- 2 ステーションは、その他の利用料は重要事項に定める利用料を徴収することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は松山市（旧北条市、島嶼部を除く）、とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第11条 ステーションは、サービスの提供にともなって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止のための措置)

第12条 ステーションは、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者はサービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（その他運営についての留意事項）

第13条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1） 採用時研修 採用後一ヶ月以内

（2） 継続研修 年6回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団慈生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成18年 2月 1日改正

平成19年12月 1日改正

平成22年11月 1日改正（管理者、職員数変更）

平成23年11月 1日改正（職員数変更）

平成24年 3月 1日改定（職員数変更）

平成24年 7月 1日改定（職員数変更）

平成24年 9月16日改定（職員数変更）

平成25年 5月14日改定（職員数変更）

平成25年 7月 1日改定（職員数変更）

平成25年 9月 1日改定（職員数変更）

平成26年11月16日改定（職員数変更）

平成27年 1月16日改定（職員数変更）

平成27年 4月 1日改定（職員数変更）

平成27年 7月 1日改定（職員数変更）

平成27年10月 1日改定（職員数変更）

平成28年 3月15日改定（職員数変更）

平成28年 5月 1日改定（職員数変更）

平成28年 8月 1日改定（職員数変更）

平成28年 9月 1日改定（職員数変更）

平成28年 9月15日改定（職員数変更）

平成29年 1月 1日改定（職員数変更）

平成29年 2月16日改定（職員数変更）

平成29年 4月16日改定（職員数変更）

平成29年 6月 1日改定（職員数変更）

平成29年 7月 1日改定（職員数変更）
平成29年 8月 1日改定（職員数変更）
平成29年12月 1日改定（職員数変更）
平成29年12月15日改定（職員数変更）
平成30年 2月 1日改定（規程内容変更）
平成30年 4月 1日改定（職員数変更）
平成30年 5月16日改定（職員数変更）
平成31年 4月 1日改定（職員数変更）
令和 元年 9月 2日改定（職員数変更）
令和 3年 8月16日改定（職員数変更）
令和 4年 5月25日改定（規定内容変更）
令和 5年 4月16日改定（職員数変更）
令和 6年 4月30日改定（職員数変更）
令和 6年 7月16日改定（職員数変更）
令和 7年 1月16日改定（職員数変更）
令和 7年 7月10日改定（職員数変更）